

特許の内容	費目	用途	支払者	収納者	契約上の根拠	
第一の方法【工法概要（高度型・通常型）】	入会金	1	・ ニーズとシーズのマッチング	正会員会社S 正会員会社F 準会員会社F 正会員会社M 準会員会社M (賛助会員会社は無料)	研究会管理会社	入会契約書
		2	・ 入会募集（正会員会社S、正会員会社F、準会員会社F、正会員会社M、準会員会社M）			
		3	・ 入会契約（元ライセンス契約、実施権許諾契約含む）			
		4	・ 工法概要作成と指導			
		5	・ NETIS登録の指導			
		6	・ ホームページ初期構築費と改修費、その他			
	特許管理手数料	7	・ 特許プール管理、特許実施料の会計処理と報告、違法実施調査	正会員会社M 準会員会社M	研究会管理会社が一括代行（特許権利者）	
		8	・ ホームページ運営、その他			
	特許実施料	9	・ 特許実施料	研究会管理会社が一括代行（特許権利者）	代表幹事会社	
	営業手数料	10	・ 研究会の全体運営 ・ 研究会総会の会場整備 ・ 会員会社間の営業調整、親睦会他 ・ その他（研究開発）			
年会費	12	・ 会務の総理 ・ 総会の議事 ・ 文書管理、連絡調整	仮会員を除く全会員会社	代表幹事		
第二の方法【特許技術（製品）】	入会金	1	・ ニーズとシーズのマッチング	正会員会社S 準会員会社M（特許） (賛助会員会社は無料)	研究会管理会社	入会契約書
		2	・ 入会募集（準会員会社M（特許））			
		3	・ 入会契約			
		4	・ ホームページ初期構築費と改修費、その他			
	特許管理手数料 (第一の方法と特許技術が重複の場合)	5	・ 特許プール管理、特許実施料の会計処理	準会員会社M（特許）	研究会管理会社が一括代行（特許権利者）※2	
		6	・ ホームページ運営、その他			
	特許実施料	7	・ 特許実施料の分配。	代表幹事会社		
	営業手数料 (第一の方法に重複の特許技術の場合)	8	・ 会員会社間の営業調整 ・ 研究会の全体運営、研究会総会の会場整備、会員会社間の親睦会他 ・ その他（研究開発）			
	年会費 ※1	9	・ 会務の総理、総会の議事 ・ 文書管理、連絡調整	仮会員を除く全会員会社	代表幹事	

※1：年会費（3万円/年）

※2：但し、製造会社が単独で「工法概要に含まれない特許技術」かつ「請求項に工法の権利の網がかからない場合の特許技術」に参画の場合は、特許権利者との直接の実施権許諾契約を推奨。